

【特定新株予約権の付与に関する調書合計表】

記載要領

- 1 「調書の枚数」欄には、この合計表とともに提出する調書の枚数を記載する。
なお、「特定新株予約権の付与に関する調書」は、「新株予約権」、「新株引受権」又は「株式譲渡請求権」に区分し、それぞれの枚数を記載する。
- 2 二重線で囲まれている欄は、提出義務者において記載を要しない。